

国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に係る権限の委任に関する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

厚生労働大臣 田村 憲久

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に係る権限の委任に関する訓令

国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別表第 1 から別表第 8 までの左欄に掲げる官職を占める職員に、それぞれ同表の右欄に掲げる官職に対する定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限を委任する。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月厚生労働省訓第 6 号）

この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月厚生労働省訓第 6 号）

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 4 月厚生労働省訓第 6 号）

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 9 月厚生労働省訓第 3 1 号）

この訓令は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月厚生労働省訓第 2 1 号）

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 6 月厚生労働省訓第 5 0 号）

この訓令は、平成 2 8 年 6 月 2 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月厚生労働省訓第 7 号）

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 3 月厚生労働省訓第 1 6 号）

この訓令は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 検疫所

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
各検疫所長	当該検疫所に属する官職。ただし、所長、次長、企画調整官、輸入食品・検疫検査センター長、輸入食品中央情報管理官、課長（支所課長を除く。）、上席空港検疫管理官、港湾衛生評価分析官、輸入食品監督官、統括

	検査官、支所長、出張所長及び検疫調整官（東京検疫所東京空港検疫所支所に限る。）を除く。
--	---

別表第2 国立ハンセン病療養所

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
各国立ハンセン病療養所長	当該機関に属する官職。ただし、所長、副所長、部長、課長、事務長、薬剤科長、看護部長、総看護師長、養成所長、養成所副所長、養成所事務長及び教育主事を除く。

別表第3 試験研究機関

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
国立医薬品食品衛生研究所長 国立保健医療科学院長 国立社会保障・人口問題研究所長 国立感染症研究所長	当該機関に属する官職。ただし、所長、院長、副所長、次長、安全性生物試験研究センター長、研究情報支援研究センター長、保健医療経済評価研究センター長、感染症疫学センター長、エイズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、企画調整主幹、統括研究官、政策研究調整官、部長、課長、国際協力室長、バイオセーフティー管理室長、動物管理室長（国立感染症研究所動物管理室長に限る。）及び支所長を除く。

別表第4 国立児童自立支援施設

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
各国立児童自立支援施設長	当該機関に属する官職。ただし、施設長、次長、課長、養成所長及び養成所副所長を除く。

別表第5 国立障害者リハビリテーションセンター

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
国立障害者リハビリテーションセンター総長	当該機関に属する官職。ただし、総長、管理部長、企画・情報部長、自立支援局長、病院長、研究所長、学院長、国立光明寮長、国立保養所長、国立福祉型障害児入所施設の施設長、副院長、自立支援局、病院及び研究

	所の部長、障害者健康増進・運動医科学支援センター長、高次脳機能障害情報・支援センター長、発達障害情報・支援センター長、企画調整官、主幹、教務統括官、課長並びに薬剤科長を除く。
--	---

別表第6 地方厚生局

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
各地方厚生局長	当該地方厚生局（四国厚生支局を除く。）に属する官職。ただし、局長、部長、管理官、次長、課長（給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)による職務の級が5級以下である事務所の課長を除く。）、支所長、分室長（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第735条の2に規定する分室の長を除く。）、事務所長、年金審査分室長、主任情報官、統括指導医療官、総括社会保険審査官及び社会保険審査官を除く。

別表第7 四国厚生支局

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
四国厚生支局長	四国厚生支局に属する官職。ただし、支局長、部長、管理官、課長（給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)による職務の級が5級以下である事務所の課長を除く。）、事務所長、主任情報官、統括指導医療官、総括社会保険審査官及び社会保険審査官を除く。

別表第8 都道府県労働局

委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
各都道府県労働局長	当該都道府県労働局並びにその管轄区域内の労働基準監督署及び公共職業安定所に属する官職。ただし、局長、部長、総務調整官、課室長（都道府県労働局の課室長に限る。）、総務企画官、人事計画官、雇用環境改善・均等推進監理官、労働者災害補償保険審査官、雇用保険審査官、労働基準監督署長、労働基準監督署支署長、労働基準監督署副署長、公共職業安定所長、公共職業安定所次長及び公共職業安定所出張所長、給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)による職務の級が6級以上の職員が占める官職を除く。

